

平成 29 年第 1 回

十和田地域広域事務組合議会  
定例会会議録

## 平成29年第1回定例会議録目次

平成29年2月23日（木曜日）

○ 議事日程第1号	2
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	3
○ 説明のため出席した者	3
○ 職務のため出席した事務局職員	4
○ 開 会	5
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	5
○ 日程第2 会期の決定	5
○ 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について～日程第16 議案第13号 平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第3号）	5
○ 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について	7
○ 日程第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合教育委員会教育長の報酬並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
○ 日程第5 議案第2号 十和田地域広域事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について	8
○ 日程第6 議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	9
○ 日程第7 議案第4号 平成29年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	9
○ 日程第8 議案第5号 平成29年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	9
○ 日程第9 議案第6号 平成29年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	14
○ 日程第10 議案第7号 平成29年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	14
○ 日程第11 議案第8号 平成29年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	14
○ 日程第12 議案第9号 平成29年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	15
○ 日程第13 議案第10号 平成29年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算	15
○ 日程第14 議案第11号 平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第3号）	16

- 日程第 15 議案第 12 号 平成 28 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 4 号）…………… 16
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 28 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 3 号）…………… 17
- 閉 会…………… 17

平成29年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 平成29年 2月23日  
閉会 平成29年 2月23日

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告第1号 専決第1号	専決処分の報告について 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	2月23日	承認
議案第1号	十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合教育委員会教育長の報酬並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	原案可決
議案第2号	十和田地域広域事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第3号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	〃	〃
議案第4号	平成29年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	〃	〃
議案第5号	平成29年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	〃	〃
議案第6号	平成29年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	〃	〃
議案第7号	平成29年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	〃	〃
議案第8号	平成29年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	〃	〃
議案第9号	平成29年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	〃	〃
議案第10号	平成29年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算	〃	〃
議案第11号	平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
議案第12号	平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第4号）	〃	〃
議案第13号	平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第3号）	〃	〃

## 議事日程第1号

平成29年2月23日(木)午後3時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 専決処分の報告について

専決第1号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合教育委員会教育長の報酬並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第2号 十和田地域広域事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

第7 議案第4号 平成29年度十和田地域広域事務組合一般会計予算

第8 議案第5号 平成29年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算

第9 議案第6号 平成29年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算

第10 議案第7号 平成29年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算

第11 議案第8号 平成29年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算

第12 議案第9号 平成29年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算

第13 議案第10号 平成29年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算

第14 議案第11号 平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第3号)

第15 議案第12号 平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第4号)

第16 議案第13号 平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第3号)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(14名)

1番 山 端 博 君

2番 江 渡 信 貴 君

3番 高 坂 茂 君

4番	母良田	昭	君
5番	澤上	訓	君
6番	木村	忠一	君
8番	赤石	継美	君
9番	山本	実	君
10番	苔米地	繁雄	君
11番	三浦	俊哉	君
12番	横道	一男	君
13番	畑山	親弘	君
14番	戸来	伝	君
15番	小川	洋平	君

---

欠席議員（1名）

7番 小村初彦君

---

説明のため出席した者

管 理 者	小山田	久	君
副 管 理 者	吉 田	豊	君
副 管 理 者	三 村	正太郎	君
副 管 理 者	三 浦	正 名	君
副 管 理 者	須 藤	良 美	君
副 管 理 者	西 村	雅 博	君
事 務 局 長	竹ヶ原	英 夫	君
消 防 長	東大野	達 也	君
次 長	古 館	正 樹	君
警 防 課 長	高 森	仁 史	君
予 防 課 長	高 野	明 広	君
通 信 指 令 課 長	小山石	純 一	君
十和田消防署長	米 田	悟	君
六戸消防署長	森	一 仁	君
十和田湖消防署長	樋 口	信 登	君
会 計 管 理 者	佐々木	優美子	君
監 査 委 員	高 野	洋 三	君
監査委員事務局長	和 田	正 人	君
教育委員会委員長	小野寺	功	君
教 育 長	米 田	省 三	君
教 育 部 長	安 田	牧 子	君
教 育 総 務 課 長	三 上	和 一	君

学校給食センター所長 三 浦 綾 子 君  
業 務 課 長 佐々木 淳 司 君  
総 務 課 長 柴 宮 一 成 君

---

職務のため出席した事務局職員

推 進 監 野 月 聡  
係 長 小笠原 誓 子  
主 任 主 査 東 浩 治  
主 査 椛 本 大 晶

---

## 開 会

午後 3 時 0 0 分 開会

○議長（小川洋平君） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成 29 年 2 月 8 日告示招集されました平成 29 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまいります。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小川洋平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、5 番澤上訓君、6 番木村忠一君を指名します。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（小川洋平君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

### 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について～日程第 16 議案第 13 号 平成 28 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（小川洋平君） 日程第 3、報告第 1 号 専決処分の報告についてから日程第 16、議案第 13 号 平成 28 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 3 号）までの報告 1 件、議案 13 件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久君） 平成 29 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

報告第 1 号の十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得、介護時間の創設等職員の育児及び介護に関する休暇制度を整備するため、関係する条例 2



件について所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分としたものであります。

議案第1号の十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合教育委員会教育長の報酬並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長及び教育長を一本化した新たな教育長を置くこととなることに伴い、現行の関係条例2件について所要の改正を行うためのものであります。

議案第2号の十和田地域広域事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定については、上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会が同協議会規約により共同して管理し、及び執行している消防通信指令に関する事務について特別会計を設置するためのものであります。

議案第3号の青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、構成団体である八戸市階上町田代小学校中学校組合が平成29年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び同組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第4号から議案第10号までの平成29年度十和田地域広域事務組合一般会計予算並びに各特別会計予算について申し上げます。

議案第4号の平成29年度十和田地域広域事務組合一般会計予算から申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,417万6,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金6,416万5,000円、歳出の主なものは議会費344万2,000円、総務費6,043万4,000円を計上いたしました。債務負担行為については、見込み額を計上いたしました。

議案第5号の平成29年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ14億5,303万4,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町等からの負担金14億2,435万7,000円、組合債590万円、歳出の主なものは消防費13億5,793万1,000円、公債費9,309万3,000円を計上いたしました。地方債については、見込み額を計上いたしました。

議案第6号の平成29年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億622万6,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの給食費負担金と教育費負担金で6億574万7,000円、歳出の主なものは教育総務費2億4,118万7,000円、給食事業費3億4,705万8,000円を計上いたしました。

議案第7号の平成29年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億2,686万7,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金7億8,505万2,000円、使用料及び手数料1億2,007万3,000円、財産収入1,790万5,000円、歳出の主なものは衛生費9億2,486万6,000円を計上いたしました。債務負担

行為については、見込み額を計上いたしました。

議案第8号の平成29年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,078万3,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの負担金6,539万1,000円、使用料及び手数料538万1,000円、歳出の主なものは衛生費5,006万8,000円、公債費2,021万5,000円を計上いたしました。

議案第9号の平成29年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,435万円となっております。歳入の主なものは、受託事業収入7,433万9,000円、歳出の主なものは消防費に7,415万円を計上いたしました。

議案第10号の平成29年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,993万1,000円となっております。歳入は、分担金及び負担金に2,993万1,000円を計上いたしました。歳出は、消防費に2,993万1,000円を計上いたしました。

議案第11号から議案第13号までの平成28年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算については、各会計とも決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行ったものであります。

議案第11号の平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ643万3,000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は15億1,194万5,000円となりました。地方債については、見込み額を計上いたしました。

議案第12号の平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3万5,000円を増額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は6億2,009万2,000円となりました。債務負担行為については、見込み額を計上いたしました。

議案第13号の平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。今回の補正は、歳入予算の組み替えを行うものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

---

### 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長(小川洋平君) 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定しました。

---

日程第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合教育委員会教育長の報酬並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(小川洋平君) 日程第4、議案第1号 十和田地域広域事務組合特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び十和田地域広域事務組合教育委員会教育長の報酬並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第2号 十和田地域広域事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(小川洋平君) 日程第5、議案第2号 十和田地域広域事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

- 議長(小川洋平君) 日程第6、議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。  
これより採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第4号 平成29年度十和田地域広域事務組合一般会計予算

- 議長(小川洋平君) 日程第7、議案第4号 平成29年度十和田地域広域事務組合一般会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。  
これより採決を行います。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第5号 平成29年度十和田地域広域事務組合消防特

## 別会計予算

○議長（小川洋平君） 日程第8、議案第5号 平成29年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番。

○3番（高坂 茂君） 予算書の消防の12ページ、施設の備品購入費とあります。資料のほうも出ておりますけれども、自動胸骨圧迫装置ですか、これについてどういったものか。資料のほうを見れば、十和田湖畔のほうの救命処置に関する病院までの心臓マッサージですか、それに代替するということに書いてありますが、現在はAED、これが普及されていると思いますので、これとの関連等を見まして、こういったものがどういった場合に使用するのか、現にどういった場合に使われてきたのか、そこら辺を説明いただければと思います。

○議長（小川洋平君） 十和田湖消防署長。

○十和田湖消防署長（樋口信登君） お答えいたします。

湖畔地区の胸骨圧迫装置は、購入から22年が経過しております。もう部品も調達できない状態で、遠隔地であり、心臓マッサージをやるのであれば45分ぐらい継続してやらなければなりません。そして、AEDという電気ショックなのですが、VFという波形が出ると初めてショックができます。それまで絶え間ない胸骨圧迫、俗に言う心臓マッサージを継続するということになっております。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 3番。

○3番（高坂 茂君） AEDが来るまでマッサージということなのでしょうけれども、大体22年経過していますよね。ということは、時代にも即していないと我々は考えるわけで、そのためにAEDが普及してきていると思うのです。なぜこれが必要なのか、ちょっと私は理解に苦しみますので、結構高価なものですよね。その整合性というのですか、それまではやはりAEDは今近くにあると思います、そのほうの配備とかを考えたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○議長（小川洋平君） 十和田湖消防署長。

○十和田湖消防署長（樋口信登君） お答えいたします。

胸骨圧迫装置は、休屋の出張所から2次医療機関である病院まで、おおむね40分時間を要します。その間、常に胸骨圧迫をしてVFという波形を出させることを目的としております。それで初めてAEDが使えるわけですから、隊員の疲労軽減につながるようになります。

以上です。

○議長（小川洋平君） 3番。

○3番（高坂 茂君） では、具体的に22年間経過して、どのぐらいの件数があったのか、参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（小川洋平君） 警防課長。

○警防課長（高森仁史君） ただいまの高坂議員のご質問にお答えいたします。

平成28年度は、CPAの患者が4名発生しておりまして、うち2名の方に実施して

おります。そのほかの2名に関しては、ドクターヘリ、こちらのほうで搬送しております。平成27年から1年は、主な実績はございませんけれども、いずれにしてもドクターヘリが使えるときはドクターヘリで搬送いたしますので、そのほとんどがドクターヘリで搬送しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） 関連質問をさせていただきます。

消防防災体制は、いつ発生するかわからない有事に対して万全を備えておくことで、いろいろ装備等をしているわけですが、そのようなことで常備の消防職員とか非常備の消防団員、そして消防車を配置していると思います。加えて特に火災においては、水がなければならない、これはとても大切なことだと思っております。

実は、先般当地域でも、横道という地域で火事がありました。出火の原因というのは、まだわかってはいないのですけれども、防火水槽があつて、隣のうちへの類焼といいますか、延焼は免れました。人命の被害もなかったと。ただ、黒毛和種6頭が商品にならないということで処分されたようで、家族の方々はがっかりしておりましたけれども、それでも人命に影響がなかったと、あるいは隣への延焼がなかったということでは何よりであったというふうに思っております。被害者に対しては、心からお見舞いを申し上げますところでありますけれども、そこでちょっとお伺いしたいのは、十数年前も質問したような記憶がありますけれども、防火水槽とか、あるいは消火栓、そういった配置の基準はあるものなのでしょうか。基準があるとすれば、それは義務的なものなのか、あるいはそれとも願望的なものなのか、それをお知らせください。もし基準があつたとすれば、当地区管内、十和田地区のことになるかと思っておりますけれども、どのぐらいの数が必要なのか、そういった場合、達成率はどうなのか、それを教えていただきたい。

2つ目は、防災航空隊員の人件費助成金というのが雑入の中に約800万円ほど入っております。当管内でのそういったことに対する体制はどのようになっているのか。また、それは年間にどのようなケースの場合、どの程度活用しているのか、お知らせいただきたいと思っております。

3つ目の質問ですが、気管挿管病院実習事業というのが委託料として50万6,000円ほど予算計上されております。こうした労務を担える消防職員というのは、現在どの程度在職しているのか。交代制の職場になりますから、そういったケースも人員が必要だと思っておりますが、その辺はどうなのでしょう、それを説明いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小川洋平君） 警防課長。

○警防課長（高森仁史君） ただいまの畑山議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、防火水槽や消火栓の配置に関する基準についてお答えいたします。防火水槽や消火栓を含めた消防水利の基準につきましては、総務省消防庁から消防水利の基準というものが示されております。

なお、この基準は整備目標として示されているものでございます。

次に、当地区管内の達成率についてお答えいたします。国では、3年ごとに全国を対象とした消防水利の実態調査を行っております。直近の平成27年度の調査結果でご説

明いたしますが、この調査結果は建物の建築状況などの一定の条件を設定し、一辺が140から200メートルの正方形の升目の中に水利があるかないかを調査するものです。1つの升目の中に複数の消防水利がある場合も、1基しかない場合でも、水利がある箇所として数えられます。このことから、消防水利の数だけをもって充足率を出すものではございませんが、十和田市全体の充足率は62%、内訳としましては市街地が87%、市街地以外は47%となっております。また、六戸町は59%となっております。

なお、消防の実態調査では、消防水利が含まれなかった河川等の自然水利等も活用して対応することとなりますので、そちらを踏まえた上で消防水利が不足しているところをリストアップしており、十和田市で41カ所、六戸町で9カ所が不足または不十分であると考えております。

次に、防災ヘリコプターについてです。どのようなケースにどの程度活用されているかについてお答えいたします。当管内では、平成27年度は水難救助に3回、山岳遭難者捜索に1回出動しております。また、平成28年度は現在まで林野火災の消火作業に1回、山岳遭難者の捜索に3回出動しております。

最後になりますが、気管挿管の業務に従事している職員数についてお答えいたします。現在救急救命士は28名おりますが、そのうち気管挿管の資格を有する職員は24名おります。今年度2名が病院実習中で、平成29年度に2名が病院実習を行い、資格を取得させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 次長。

○次長（古舘正樹君） 私からは、防災航空隊に係る当管内の体制についてお答えいたします。

青森県防災航空隊隊員は、県内各消防本部から派遣された10人で編成されております。当消防本部からも1人を派遣しており、任期は3年となっております。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） ありがとうございます。

最初に、防火水槽、それから消火栓のことについてお伺いします。先ほどの答弁ですと、十和田市では62%、六戸町では59%、達成率では必ずしも素晴らしいパーセントではないかもしれないという話で、しかしながら実際対応すべき箇所が十和田市の場合が41カ所、六戸町が9カ所あるということでございました。火事とかそういうことを考えてみますと、この防火水槽があるとないとはかなり違う。先ほど申し上げた火事の場合も、防火水槽があったから丸焼けにはならなかった、全焼にはならなかったという経緯があります。そういたしますと、この41カ所、あるいは六戸の9カ所が災害、火事があった場合、どういうふうな対応をするのか。そこに河川があったりすれば、それはその水を使えるかもわからないけれども、それがない場合もあり得る。そういった場合の応急的な対処方法ということも考えておかなければならないのではないかなと思っておりますが、その辺がどうなのか。あるいは、そういった防火水槽、消火栓の整備というのは、当該市町村にどのようにして要望しているのか、その辺についてご回答をお願いしたいと思います。

それから、気管挿管病院実習業務ですか、これについてお伺いしますけれども、救急救命士24名で、そういったことで病院で実習中だということでした。これは、どのような実習をするのか、あるいはそれに対応できるような、気管に挿入ですから相当難しい演習といいますか、そういったものではないのかなと思いますけれども、どのような内容なのか、ちょっとお知らせをいただきたいと思います。

それから、いわゆるヘリの関係については了解しました。ひとつよろしく願いします。

○議長（小川洋平君） 警防課長。

○警防課長（高森仁史君） まず、水利が不足しているような地域での災害対応ということでございますが、当本部は十和田地区清掃業者連絡協議会と協定を結んでおります。こちらのほうから水槽車が来ることになっておりました。前回、みのる養豚の火災のときも要請して来ていただいておりました。

また、十和田市上下水道の給水車、こちらのほうも要請できることになっておりますので、そういうふうな形で水利が少ない時期に関しては対応したいと、このように考えております。

それと、気管挿管に関することでございます。気管挿管に関しては、心肺停止や嘔吐、異物など窒息など、既存の機器で有効な人工呼吸を行う場合に、医師の指示を得て行うようなものでございます。したがって、大変訓練が必要なもので、これ病院のほうに実習に行くには30症例、30回、気管挿管を、実際に患者さんに挿入して医師の見きわめをもらうというような形のものです。

最後になりますけれども、水利の要望についてでございますけれども、こちらのほうは先ほど申しましたリスト、十和田市が41カ所、六戸町は9カ所でございます。こちらのほう、十和田市並びに六戸町のほうに送付しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平君） 13番。

○13番（畑山親弘君） 防火水槽並びに消火栓については、当該市町村のほうに要望しているということですが、先ほど十数年前と言ったのですが、当時から見ましても多少の前進はしているかと思うのですが、未整備の箇所というのは余り前進していないようにも感ずるのです。年間どのくらい当該市町村のほうで整備するのかわかりませんが、その辺迅速にそれに対応するように少し強く要望していただきたいなと思います。

そういうことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小川洋平君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第6号 平成29年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算

- 議長(小川洋平君) 日程第9、議案第6号 平成29年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第7号 平成29年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算

- 議長(小川洋平君) 日程第10、議案第7号 平成29年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第8号 平成29年度十和田地域広域事務組合火葬

特別会計予算

○議長（小川洋平君） 日程第11、議案第8号 平成29年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第9号 平成29年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算

○議長（小川洋平君） 日程第12、議案第9号 平成29年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第10号 平成29年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算

○議長（小川洋平君） 日程第13、議案第10号 平成29年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第11号 平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第3号)

○議長(小川洋平君) 日程第14、議案第11号 平成28年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第12号 平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第4号)

○議長(小川洋平君) 日程第15、議案第12号 平成28年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第13号 平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第3号）

- 議長（小川洋平君） 日程第16、議案第13号 平成28年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平君） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小川洋平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

閉 会

- 議長（小川洋平君） 以上をもちまして本定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成29年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

午後3時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小川洋平

同 議員 澤上 訓

同 議員 木村 忠一